

制度改正のお知らせ



17歳6ヶ月で
普通仮免許を取得できる



17歳6ヶ月で普通免許に係る
運転免許試験を受けられる



高校3年生の早い時期から
計画的に準備を進めやすくなる

教習所入所

17歳6ヶ月

第1段階教習開始

修了検定・仮免学科試験

17歳6ヶ月以降

合格 / 仮免許取得

第2段階教習開始

卒業検定(技能検定のみ)

合格 / 教習所を卒業

試験場での本免学科試験 / 合格

免許証の交付

18歳誕生日以降

17歳6ヶ月から本免学科試験の受験が可能ですが、本免学科試験に合格しても、18歳になるまでは免許証を受け取ることはできませんので、ご注意ください。